

最高裁秘書第1322号

令和5年5月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉

司法行政文書不開示通知書

2月22日付け（同月24日受付、第040563号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

最高裁が、日弁連に対し、令和5年1月頃に提供した、当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度に関する改正民事訴訟法等に関する運用に関する資料及び各種書式

2 開示しないこととした理由

1の文書は、廃棄済みである。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）